

上市田景観形成住民協定

「より住みよい原町の里づくりをめざして」

「前文」

私たちの住む上市田は、古くから「市田陣屋」、三州街道沿いの「原町宿場町」、又、旧市田村の中心地として歴史を刻み、栄え発展してきました。

現在、上市田は県道沿いの商業施設を中心とする街並み、また、これを東西に横断している町道沿い等に点在する住宅と、美しい田園風景とが共生し豊かな自然環境に恵まれております。

これら親しみのある景観等「ふるさと原町」の財産を、より快適な環境に整え次世代に引き継ぐことは、今の我々区民の責務であるとの認識を深め「景観形成のまちづくり」を目的とした「住民協定」を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、上市田地区内の景観形成に必要な、建築物、工作物の設置及び緑化に関する事項等について協定し、美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指すことを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、「上市田景観形成住民協定」といいます。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、高森町上市田の別図に示す区域とします。

(土地、建物所有者等の責務)

第4条 上市田区内（以下「区内」という。）に土地、建物等を所有又は居住する者は、この協定事項を守り、お互いに協力し良好な景観形成に努めます。

(土地利用に関する事項)

- 第5条 区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとします。
- 2 屋外における資材、廃材等の野積みや、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良好な環境及び景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。
 - 3 区内の土地を形成変更する場合は、周辺の景観に調和するようにし、できるだけ緑化に努めます。
 - 4 遊休農地や宅地等を荒廃しないよう、適正な管理に努めます。

(建築物等に関する事項)

- 第6条 区内において建築物等を新築や改築、増築等しようとする場合は、原則として次の事項に適合するように努めます。
- (1) 明るく、ゆとりのある沿道空間にするため、建築物はできるだけ道路から後退し、緑化に努めます。（後退距離については、法令等を遵守します。）
 - (2) 建物の高さは、アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の風景と調和するようにできるだけ低く抑えます。
 - (3) 屋根や壁等建物の色は、周辺環境に調和するようにし、できるだけ落ち着いた色調にします。
 - (4) 敷地内の建物等はもとより植樹植栽等についても、良好な状態が保たれるよう適正な管理に努めます。

(広告物、屋外ネオン等に関する事項)

- 第7条 区内の広告物等（野立広告物を含む。）に関する事項は、次のとおりとします。
- (1) 広告物の設置は、区内の自己用のもの及び区内の公益に資するものに限り、かつ、(2) 屋外広告物のために、敷地を貸したり売ったりしないよう努めます。
 - (2) 広告物の大きさは、必要最小限の規模とし、周辺の山並みの眺望を阻害しないよう努めます。
 - (3) 広告物の色、デザインは、周辺環境に調和したものと、蛍光色やげげばい色は避け、また、必要以上の照明を設けません。照明は、点滅式や回転式等のものは設けません。
 - (4) 広告物の塗装や素材の劣化に対し、美観を損なわないよう維持管理に努めます。
 - (5) 建物及び広告等のライトアップ等屋外照明は、ネオンを避け、また、必要以上の照明を設けません。照明は、点滅式や回転式等のものは設けません。
 - (6) 屋外照明について、周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮するよう努めます。

(自動販売機の設置に関する事項)

- 第8条 自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし次の条件を満たすものとします。
- (1) 青少年の健全育成に影響しないもの。
 - (2) 交通安全上、また、景観上支障のない場所に設置するもの。
 - (3) 空き缶等の管理が適正に行われること。

(公共物の管理に関する事項)

- 第9条 区内の集会所、道路、河川等の公共的な部分の景観形成について、常に協力して取り組み保全に努めます。
- (1) 集会所、広場等の保全
区内の集会所、広場等は、訪れる人、使う人が気持ち良く、憩いの場となるよう保全に努めます。
 - (2) 道路、河川等の環境美化
区内の道路、河川等の美化や清掃に参画し、環境及び景観の保全に努めます。
 - (3) 史跡景観の保全
地区内の歴史を認識し、保護、伝承することの重要性を考え、今日まで現存する遺跡、神社、薬師堂の他、伝説碑、記念碑、石仏、石碑等の保全に努めます。
 - (4) 樹木の保全
神社、公園及び史跡等の樹木の他、風雪に耐えた私有の樹木についても極力保全に努め、美しい緑の景観を維持するよう守り育てていきます。

(協定運営委員会の設置に関する事項)

- 第10条 この協定を運営し、協定に関する事項を処理するために、協定運営委員会を設置します。
- 2 委員会は、協定事項を積極的に実行しない者に対し、良好な景観形成推進のための必要な範囲内において、指導助言を行うことができることとします。
 - 3 この協定に疑義が生じた事項は、委員会が処理します。

附則

この協定は、協定区域内の土地所有者並びに建物の所有者等の3分の2以上の合意により、平成14年2月20日から効力を発するものとする。